

■研究歴および研究業績等記載欄について

本会では、ご提出いただいた入会申込書に基づき理事会において入会審査を行います。

入会条件は、①労働法を研究する者であること（本会規約5条参照）、②本会の規約を一読しその内容を承認していること、③本会に所属する現会員2名の推薦を受けていることです。

上記①の入会条件を満たしていることをお示しいたぐために、入会申込書には「研究歴および研究業績」または「研究計画」および「推薦理由」を記載する欄が設けられています。この欄は、以下のⅠまたはⅡのいずれかに従って記入してください。いずれによるかは申請者の任意ですが、例えば大学院生や実務家の方であれば、Ⅱによる申請の方がより適当な場合があります。

Ⅰ ご自身の研究歴および研究業績について記入し、上記①の入会条件を満たしていることをお示してください。この場合、現会員2名による推薦の署名があればよく推薦理由は必要ありません。なお、推薦者は自筆での署名もしくはワープロでの署名及び電子印でご対応ください。

Ⅱ これまでの研究歴および研究業績のみで上記①の入会条件を満たすことを示すことが困難な場合、併せて、今後の研究計画として、具体的な研究テーマや当該テーマに関する問題意識などを800字程度で記入してください。研究歴および研究業績がない場合も同様です。

この場合、現会員2名による推薦が必要であり、かつ、そのうち推薦者1名（高等教育機関での教育研究歴もしくは国や独立行政法人等の研究機関における研究歴のある現会員）による推薦理由が必要です。なお、Ⅰと同様、推薦者は自筆での署名もしくはワープロでの署名及び電子印でご対応ください。

Ⅱの場合、推薦者は、被推薦者が上記①の入会条件に適合することがわかるように推薦理由を記入してください。また、当該推薦者はご自身の高等教育機関での教育研究歴もしくは国や独立行政法人等の研究機関における研究歴がわかるよう、ご自身の肩書きをお示してください。

理事会では、定例会議（年2回開催）の際に、入会申請者が上記の入会条件①ないし③を満たしているかを審査します。理事会が必要と判断した場合、申込書の補正をお願いする場合がありますので、ご了承下さい。

なお、この申込書は2022年12月15日より適用します。